

平成27年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成27年12月15日（火） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

水野 浩	田中 健	池田 滋彦	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	財 務 課 長	松永 直久
総 務 部 長	岩瀬 博史	総 務 課 長	水谷 弘喜
税 務 課 長	濱田 悟	危 機 管 理 局 長	高木 勝
安 心 安 全 課 長	伊藤 博生	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	橋本 博司	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第60号	知立市個人番号の利用に関する条例	原案可決
議案第61号	知立市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第62号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第63号	知立市消防団条例の一部を改正する条例	〃
議案第64号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	〃
陳情第20号	税の徴収のあり方についての陳情書	不 採 択
陳情第21号	消費税率の増税中止を求める陳情書	〃
陳情第36号	知立市運転免許証自主返納支援事業の拡充を求める陳情書	〃

午前9時59分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、陳情第20号、陳情第21号、陳情第36号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第20号、陳情第21号の2件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合は、まとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、愛知自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第20号及び陳情第21号の提出者代理人、西村秀一さん、説明席にお座りください。

それでは、西村さん、陳情第20号及び陳情第21号の趣旨説明をお願いいたします。

○西村秀一氏

本日は、陳情趣旨説明の機会を設けていただき、ありがとうございます。

私は、自治体キャラバン実行委員会の事務局団体である愛知県社会保障推進協議会副議長の西村秀一です。キャラバン実行委員会では、毎年県内全ての自治体に介護・福祉・医療など、社会保障施策の拡充を求めて陳情を提出し、当局とも懇談

させていただいています。本日は、陳情第20号、陳情第21号の2件について陳述させていただきます。

陳情第20号は、税の徴収のあり方についての知立市へのお願いです。

安倍内閣は、2014年4月から消費税を8%に引き上げました。それ以後、個人消費は、ずっと低調です。直近の財務省発表の10月の家計調査でも消費支出は対前年比2.4%減少しています。こうした中で、現在でも生活が困窮している中小業者は多く、税金を支払う余裕すらない生活を強いられています。

2011年から愛知県地方税滞納整理機構が設置され、国民健康保険税を含む地方税滞納を移管、すなわち機構送りにして、そこで徴収する方法を多くの自治体がとられています。2014年度は県内6ブロックに47市町村が参加しています。当初3年の設置予定でしたが、2017年の3月まで3年間延長されました。市町村税務職員の徴収技術の向上、すなわち取り立て技術の向上も設立の目的としています。

知立市でも50万円以上の滞納100件以上を機構送りにされています。これらの人は、西三河ブロックに組み入れられ、呼び出しを受け、県事務所まで出かけなければなりません。地方税などの徴収権限は市町村にあり、愛知県地方税滞納整理機構に法的権限はありません。このような法的権限もないところに地方税徴収の事務を移管しないでください。

また、これまで各都道府県や市町村の行う徴税業務において、1998年2月の最高裁判決を盾として預金となった差し押さえ禁止財産、児童手当や年金などの差し押さえが公然と行われてきました。

しかし、2013年11月、鳥取県児童手当差し押さえ事件に対して広島高等裁判所の判決では、当局が差し押さえ処分の時点で、差し押さえる口座に差し押さえ禁止財産が振り込まれていることを認識しており、口座に振り込まれた差し押さえ禁止財産が差し押さえ禁止財産としての属性を失っていない場合は、最高裁判決の例外に該当し、差し押さえ処分が違法となるとしました。

生活に困窮されている多くの場合、口座には年金や児童手当の差し押さえ財産しか入金されておらず、これを当局が入金当日に差し押さえたような場合は違法となります。このようなことがないようにしてください。

地方税など徴収権限は市町村である原則を踏まえて徴収を滞納整理機構へ移管せず、市町村の窓口で懇切丁寧な相談の上、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止の適用を初め、分納、減税などの対応をいただきますようお願いいたします。

津島市では、国税ですが、滞納猶予を申請し、猶予が認められ、延滞料が9.1%から1.8%に減額された事例も生まれています。延滞税そのものが高いたと思いますが、よろしくお願ひします。

陳情第21号は、消費税増税中止を求める陳述です。

安倍首相は、消費税10%への増税を景気動向にかかわらず2017年4月に実施するとともに、黒字の大企業に、2年間で1兆6,000億円も減税することを決めました。食料品などの軽減税率が俎上にあがっていますが、これらは軽減というものではなく、一部据え置きであって、消費税増税には変わりありません。財務省の家計調査をもとに計算して、消費税率が10%に引き上げられた場合、2人以上の世帯で平均年間4万1,000円ふえ、消費税の負担額は25万5,000円にのぼるとの計算もあります。しかも年収200万円未満での負担率は5.9%から6.8%に引き上げられるのに比べ、年収1,500万円以上の層では2.1%が2.6%と低所得者ほど負担率が上がり、高所得者との格差が大きくなるとしています。

一方で、消費税増税分の8.2兆円のうち、社会保障の充実策には2割も満たない1兆3,500億円しか使われません。

安倍内閣は、アベノミクス第2ステージとして、安心につながる社会保障をあげ、出生率1.8や介護職場ゼロを目指すとして、これのための補正予算を組むとしています。しかし、これから5年間の経済財政運営と改革の基本方針、すなわち骨太2015年で打ち出されていることは、今後5年間の

社会保障費自然増削減目標を1.9兆円とし、毎年3,000億円から5,000億円の削減を行うということです。しかも2016年度から3年間は、その集中期間としています。補正予算は参議院選挙対策の一回限りの措置で、本予算で進められる削減は、雪だるまのように毎年膨れ上がっていくものです。これは小泉内閣が毎年2,200億円削り続けてきた額の2倍近くになります。

8%への増税後、さまざまな経済指標も落ち込んでおり、再び増税すれば、国民、中小業者の暮らしと営業が危機に直面することは明らかです。そのうえ、軍事費が5兆円を超え、過去最高額になるなど、社会保障は消費税の財源どころか、安倍内閣が進める戦争ができる国づくりの財源にもなっています。

先ほども触れましたが、そもそも消費税は低所得者ほど負担が重く、不公平な税制であり、消費税を引き上げれば国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。価格に消費税を転化できずに身銭を切ることなく、中小業者の経営を追い込み、消費税倒産や廃業がさらにふえることは必至です。

以上の趣旨から、消費税率の引き上げを中止するよう国に対して消費税の税率引き上げ中止の意見書を提出していただくことを求めます。

以上で、陳情の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○田中委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問がありましたら発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質問なしと認めます。これで陳情第20号及び陳情第21号の趣旨説明を終わります。

西村さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第60号 知立市個人番号の利用に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○佐藤委員

それでは、知立市個人番号利用に関する条例についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

今回この条例、そして規則というような形で提案をされておりますけれども、まず最初に、法第9条第2項に基づく個人番号の利用に関して必要な事項を定めると。この第9条第2項というものはどういふものか。

○企画政策課長

法第9条第2項につきましては、地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉、保健、もしくは医療その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、それらこれに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人番号を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるというふうにこの法でうたっております。

今回こちらのほうで上程した理由的なものとしましては、番号利用法第9条第2項において、同法別表に掲げます事務のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務に個人番号を利用することができるというふうにされておりますので、番号法別表に定める事務において、事務の簡素化、住民負担の軽減が図られても上乘せや横出し等で実施されている地方単独事業、知立市の単独事業などについて、従来同様の手続が残っていくということになりますと、我々行政、また住民の方にとって、今回の番号制度導入による効果は限定的になるというおそれがありますので、今回、番号法施行による別表事務とあわせて知立市独自に個人情報を利用する事務及び同一執行機関内における複数の事務間で特定個人情報の

連携を利用するために、今回、条例を上程させていただいた次第でございます。

○佐藤委員

今、第9条の第2項ということでありませけれども、第2項の関係の中で、逐条解説の中には個人情報を利用することができる事務であって、国等の行政機関が行う事業について、本条第1項において別表第1を明記することになるが、条例によって定められる事務については、法律において具体的に事務を特定することが困難ということで、別表第1にはなじまないということが説明をされてます。

それと同時に、本項においては、別途規定を設けることとするものであるが、無制限に個人番号の利用を認めることは、本項においては事務の種類及び提供される個人情報の種類を法律上明記することにより、個人番号の利用範囲を法律上明確にするということで、この第2項のところ福祉、保健、もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関する事務、その他これに類する事務であって、条例で定めるものというふうに第2項の中では書いてるわけですけど、今回は9つの事務について提案がされてますけれども、この規定でいくと、先ほど企画政策課長が言われた、地方単独事務ということを言われましたけど、どこまでも拡大できるということなのか、概念の範囲ではどこまでも拡大できるという、こういうものでしょうか。それはそうでしょうか。

○企画政策課長

今回、9つの市単独事業のほうを今回、条例化をさせていただきます。

あくまでここに法で言っていますように、社会保障や税やら、こういった項目でないとまず利用はできないと、これは限定的にされておりますので、その中身でも今回あげさせた9項、どういった内容であげさせてもらったということになりますと、大きく分けて2つございます。

その1つ目としましては、条例化することによって個人番号を利用することができますので、なおかつ、特別個人情報保護委員会規則で定められ

た事務については、他市との連携もできるということになっておりますので、その事務的な大きな流れとしては11項目ありまして、その連携できる事務につきまして、今回、別表でいきますと、1番の知立市中心身障害者扶助料支給条例の関連と2番の知立市母子家庭等医療費支給条例に関する関連と3番の知立市遺児手当支給条例に関する件、それから7番の高齢者医療の確保に関する法律第50条の件、それから8番の児童福祉法第6条の2の第2項に規定する小児慢性特定疾患児童等に対する日常生活用具の給付の件、それから9番の日本国民に対する生活保護の実施の取り扱いに準じてというこの6項目については、今、特別個人情報保護委員会の規則で他市とも連携ができそうな事務ということで、今回計上させていただいております。

残りの4番の知立市特別保育等の実施及び5番の知立市特定教育保育施設の関連と6番の特別児童扶養手当等の支給に関する法律、この3つにつきましては、他市との連携は予定はされてないんですけども、法のほうで保育料、特別児童手当が連携できるということなんですけども、どうしても我々のシステム上、上乘せ及び横出しの部分についてシステム上、この番号をどうしても持つてしまうということになりますので、今回この3つにつきましてはシステム上、利用するということになりますので、条例化をさせていただいたということになります。

以上です。

○佐藤委員

それで、もう1つお聞きしますけれども、法第9条の第2項ということと同時に、先ほどもありましたけども、法別表第2の第2欄に掲げる事務というものも利用の範囲の中に入るわけですけど、この別表の第2欄ということは取り扱い事務ということで、全部で120ですかね、ずっとありますけれども、これは具体的に今言われた、例えば、知立市が独自で単独でやってる事業というものに限定すれば、他市とのやりとりが、他市というか、それぞれの持つてる知立市以外のところとやりと

りが必要ではないんじゃないかなというふうに一方で思うんです。

ただ、今、企画政策課長が言われたように、他市との連携、個人情報保護委員会ですか、そのところで認めたものについては6項目、6つについては他市との連携が必要だということですけども、この6項目というのは別表2の中にあって、ここの別表を見ても4つ欄があるんですよ。情報照会者というのがあります、それから、その取り扱う事務と情報提供者というのがあります、そして、さらに一番右の欄に特定個人情報というような形であるわけですよ。

知立市の単独事業であれば、ここの中に保有する情報のやりとりだけで完結するというふうに思うわけですけども、今、企画政策課長が言われたのは、6つについてはそうした他市との連携も可能と。さらに4、5、6は現在は他市との連携はできないけれども、システム上、個人番号が付番されたやつを引き出して検索したりする、それをやるに当たって条例規定が必要だということの説明だというふうに思うわけですけど、その辺の関係は、この別表2との関係でどういうことなのかなというふうに思いますけども、どうなのでしょう。

○企画政策課長

番号法に基づく利用に関しては、法律で基づくものでしか利用ができません。今回あげさせてもらったものについては、市の単独事業でございますので、こちらのものについては条例で定めなければ利用できないということになりますので、例えば、特別児童扶養手当につきましても、県の上乗せ分のものという考えになりますので、条例で定めなければ連携ができないということになります。

○佐藤委員

条例で定めるということはわかるんですけども、第9条第2項で条例で定めた事務ということが別表第2の左欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務という形になりますよね。

私が例えばここの中で、単独事業だということ

の中で、このシステムを利用してやる場合、ここの中で完結するものであるならば、別表第2のような形での連携が必要なものなのかどうかということ。この別表第2は、第1条で掲げてる中身について、どういう関係にあつて、この別表第2の第2欄の事務を利用するのかと、こういうことなんです。

○企画政策課長

条例の別表2のことですか。

○佐藤委員

私の聞き方が悪くて。ここに個人番号の利用の範囲と先ほどいろいろ答弁ありましたけれども、この第4条の中では、法第2条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1に掲げる事務と、先ほどの9つの事務ですよ。それから、別表第2の左欄に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務とするという形になるんですよ。

ですから、私が単純な話でね、ここの中で単独事業であつて、知立市がそれぞれの特定個人情報を保有してると。それを事務の効率化のために手続上のためにそれを利用するには、ここの中で完結する話ではないかなというふうに思うんです、単純に考えると。

しかしながら、一方で、この法が定める別表第2欄というのがありますよね。法別表第2欄というのは、法の第19条の特定個人情報の制限にかかわるものと、第20条の収集等の制限を規定するものですよね。それぞれの条文の中の規定以外については利用してはいけないよという関係になるので、なぜこの部分が入ってくるのかなと、単純な話なんです。

○企画政策課長

法別表第2につきましては、他市との連携ができますという中身でございまして、市の中で、例えば、所得証明が必要だという場合には、これ利用に当たりますので、これは第9条の第2項のほうの条文に当てはめて、利用する場合にも条例を定めないかんとということになっておりますので、今回の条例の中では、法の別表第2の事務も使います。それから、こちらの条例であげた別表第1

の事務についても使いますという形での条例の上程の仕方になっております。

○佐藤委員

使うということですよ。

そうすると、ここの中身で第4条の第1項でこういう形になってるんですけど、次のページのところの第2項があるわけですよ。市長は、別表2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて、みずから保有するものを利用することができる。ここで、ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者、他市ということですかね、それから、特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではないと。単純に考えると、自分たちが保有しているのに、情報ネットワークを通じて他市から情報提供を受けるということはどういうことかなというふうに思うんですけど、この辺はどうなんですか。

○企画政策課長

先ほど言いましたように、市のほうが情報を内部で利用する場合には利用に当たりますので、法の別表第2の中の事務には入っておりませんので、条例を制定しないけません。

それから、なおかつ、今情報ネットワークシステムというのは、他市との連携をやる場合なんですけども、独自利用が今回入っておりますので、独自利用をする場合に、例えば、転入者等の所得証明が必要であれば連携の情報システムを使って連携をしていかないかんとということになりますので、その関係で、ここについては使用することができる場合、それから、なるべくこの番号法の中ではネットワークシステムを利用することによって、将来予定されていますマイポータルの関連、この情報ネットワークシステムを利用したものが結局そういったものに表示されてきますので、利用できる範囲においては、その情報ネットワークシステムを利用した形で運用してくださいということになっております。

○佐藤委員

ということは、みずから保有する、利用することもできるけれども、ただし、法の規定でネットワークシステムを利用して他の個人事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合と。

例えば、ちょっとこんがらがった話で大変恐縮なんだけど、みずから保有してれば、みずからのものでいいわけだけでも、それにかわって他市から情報を提供してもらうということというのは同一の情報ということですかね。それぞれ違う情報ならばこういう書き方をしなくてもいいと思うんだけど、ここで保有している情報を利用することができる。ただしということで、並列に書いてるものだから、同じ情報ネットワークシステムを通じて別表にあるような情報を他市との連携を図るのかなという気もしないでもないですよ。その辺、ちょっとわかりやすく説明してもらいたいなというふうに思います。

○企画政策課長

独自に市のほうで持っている情報であれば、当然そのネットワークを使わずに他市からそういった情報を得る必要はないと思います。

今回その法別表第2の事務及び今回条例であげさせていただいた9つのうちの6つが連携ができるような状態になるかと思いますが、それについての情報については情報ネットワークシステムを利用して情報を得るということになりますので、他市の情報と知立市で持っている情報が、知立市が持っていれば他市から得る必要もないかと思うんですけど。

○佐藤委員

私もそう思うんですよ。しかし、ここで、ただしということになってね、最後に、この限りではないということの書き方してるものだから、どうということかなというふうに思っちゃうんですよ。

○企画部長

本当に今、企画政策課長が答弁、また、質問者の御質問、ほとんど同じようなことを言ってみえるのかなと思います。

ここで言ってます、ただしというのは、あくま

でも情報提供ネットワークシステムを使用することで、情報連携の透明性がここで確保されるというふうに私どものほうは解釈しております。

○佐藤委員

このところの個人番号の利用の範囲という書き方の中の第2項の中にこうなってるわけですよ。このみずからが保有するものを利用することができるということを前提にして、ただしという形で書いててね、できる場合は、この限りではないというのは、よう意味がわからんですよ。

○田中委員長

しばらく休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長

この条文は、別表第2の左欄にあげる事務を処理するために、みずからが持っている情報を利用できますと言っておまして、左欄の事務を処理するために、もし転入者なんかですと、そういった所得情報だとかそういったものが当然知立市の中ではわかりませんので、そういったものについては連携で、例えば、他市のほうから持ってくる所、他市に情報ネットワークシステムを利用して利用がするということというふうに理解しております。

○佐藤委員

これではちょっと私ね、今、企画政策課長はそう説明されたんだけど、この文章をずっと読んでいて、利用することができる、みずから持っている情報を別表2の事務を処理するために、ただしという形で書いてるものだから、これは本当に企画政策課長は、そういうふうに転入者などを想定してそうした情報ネットワークを使ってできるんだということですけども、こういう書き方でいいのかなという感じがね、非常にわかりにくい書き方だなと。それは第2項についてもそうですし、第3項についてもそういう書き方になって

るんですよ、ただしというね。

ですから、これはどう読んでも、ただしということがつかなければ、別の言葉ならいいけれども、ただしということで、ここのみずからが保有するものを利用できるということを前提にしながらこれを書いているものだから、そしてその最後は、この限りではないというふうに締めるものだから、本当にこれでいいのかなという感じが私、するんですよ。ちっとも理解できんという感じです。どうでしょう。

○企画政策課長

この条文の解釈としては、先ほど言いましたように、まずは持っているものについては、法のほうでは連携は認めるんですけども、法の中でうたっているものについても、市の中で情報を得るものは利用に当たりますので条例で定めなければならないということで、法の中であっても条例で定めれば、法の中にある別表2にある業務についても、市の条例で定めたものについては他市と連携できるものは委員会規則で定めたものに乗っかっているものは他市とも連携ができますよということで、それに当たっては情報ネットワークシステムをして情報のやりとりの透明性を図りたいという中身だというふうに思っておりますけども、こちらの条例についても準則的なものは出ておまして、それに沿った形で今回あげさせていただいているような形になります。

○佐藤委員

この第4条は、個人番号の利用の範囲という形で記述をされてね、そして、この第1項、第2項、第3項、第4項という形になってるんですよ。素直に読んで、そういうふうには受け取れないんですけどね。企画部長はどうですかね、これ。どう見ても、私、理解できないんです。

○企画部長

この第2項のほうを私も企画政策課長と同じ答弁になっちゃうかもしれませんが、まず順番に一遍この第2項を解説いたしますと、別表第2のほうには他の機関へ特定個人情報を提供できる場合が定められております。

左欄で利用する場合、利用する事務、右欄で提供する特定個人情報が、それぞれ規定し、この提供に相当する庁内連携を行うことという規定となっております。そのあと、市のほうが情報照会者兼情報提供者である場合に、庁内で特定個人情報の授受を行い、情報連携ができるように別表第2の内容を包括的に規定しております。

今から言う、ただしの場合ですが、ただしについては、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、情報提供ネットワークシステムから取得すべきを規定しておるといような中身で私たちは理解しておりました。

今のこの言い方、この限りではないというように言葉の言い回し等もありますが、この条例をつくるに当たっては、他市等も参考にし、準則というものまでは出ておりませんでした、いろいろと私どものほうで参考になるものを利用し、このような条文をつくったわけでごさいます、私どものほうとしては、この内容で理解できるというふうには考えております。

○佐藤委員

そうすると、この第2項の中で、みずからの情報を保有できる。それと、ただしからは、ただしという表現が正しいかどうかわかりませんが、もっとわかりやすい言葉で、情報提供ネットワークシステムがそもそも情報連携だということはわかりますけれども、みずからが保有する情報以外のものですよ、これは要するに。みずからが保有する情報以外のもので、他の利用実務者から提供を受けなければならない情報ということなので、もうちょっと、ただしとか、この限りではないというこの表現の仕方は改めるべきじゃないかなというふうにもうちょっと、皆さんは行政マンで、そのような理解だということをおっしゃるけれども、例えば、私もようわかりませんし、一般の市民が見たときには、全くわからない表現というか、言い回しじゃないですかね、これは。私は、これで説明受ければ、そういうことなのかなというふうには思いますけれども、ただしと、こ

の限りではないというのは、どう見たっておかしいなと思いますよ。

みずからが保有するものを利用することができるということになって、ただしでしょう。で、この限りではない。何に対して、この限りじゃないと言っているのかさっぱりわからないんですよ。

○総務部長

ちょっと法令の書き方ということなので、私がかわりに答弁させていただきますけれども、ここで言ってるのは、番号利用法そのものの成り立ちというのが個人番号というのを勝手に利用してはいけないよと。法で定めておる範囲内というのは各所有者間、自治体間での情報のやりとりやってるんですけども、それ以外、それを所有しておる番号、所有しておる自治体の中でも内部で自由に使ってはいいわけではないと、それを内部で別途相互利用するためには、別途条例で定めて、その範囲内で使いなさいよと、そういう枠組みが非常に複雑にしてある。法の枠組みと条例の枠組み、条例で自分ところで使う場合についても条例でちゃんと枠組みを定めて使いなさいと、そういう決まりになっているものですからこういう形になっておる、独自利用という形で。

その中で、ここで言ってるのは、自治体の我々知立市独自として各住民サービスをするのに、その情報利用するに当たって前年度の所得が必要だということになれば、転入者の場合については前年度の所得ということになりますと、転入してきたもとの自治体にしか情報がないものですから、我々自治体で情報持っていないから、そちらから情報提供ができるわけですけど、それは法の範囲内で情報の照会者、情報提供者、法の第19条の中で除外規定、制限の中でできますよということになっているものから、その法の範囲内でできますよと。

ここでうたってるのは、ただしこの限りでないということは、内部で使う場合については条例で定めてやるんですけども、外から情報提供してもらう場合については、法の定めに従ってやるものから、ただし法の定めにあって定めに従っ

て情報を他の自治体から提供を受けることができるものから、その場合については、この条例の定めじゃなくて法の定めでできるよということで、ただし書きでその限りでないということであってるものから、条文の書き方としてはちょっとわかりにくいかもしれませんが、これが法令で定める場合に、そういうただし書きという規定はこういうふうに定めるものから、ちょっとわかりにくいんですけども、御理解いただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

だから、ここでだとするならば、法別表第2の第2欄と、第1項で掲げる事務とするということを書いてるわけですよ。そうすると、もう既にこの第1項の中に法で定める第19条、情報の制限、制限以外のものについては使っていいよと。第19条、収集の制限、これで書いてるもの以外は使ってはだめだよという制限がもう既に第1項の中であたい込んであるんですよ。そこをさらに、ただしという形で書き込むんだから、おかしくなるんじゃないですか。第1項の中であたい込んであるんですよ、その事務ということが。当然その事務は、ここでいくところの情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報というものを包含して第110号の事務について指定してるんですよ、第1項の中で。当然、この法で規定した事務というものをやりとりするということは前提として、情報提供ネットワークシステム利用するということが前提なんですよ。ですから、ただしというのは、もっと簡潔に言うならば、要らないんですよ、率直に言えば。

だって今、企画部長が言われたけれども、独自利用する場合、庁内であったとしても、所管の違う情報を勝手にやりとりしてはいけませんよと。だから条例で規定して、その根拠を与えるんだということがこの条例の趣旨だよ。だから、独自事務について、第9条第2項に基づいて定めるんですよ、今回は。しかし、この条例第2項の中で他市との連携について、第4条第1項のところでも別表第2の第2欄に掲げる事務ということで、も

う既に前提として第1項の中でうたい込んでるんですよ。そうすると、第2項のただし、第3項のただし、これについて屋上屋なんですよ。かえってわかりにくいんですよ、これは。そう思いませんか。だって条例で定める必要がないということ为先ほど総務部長が言ったならば、法で定めたものについて、条例で定める必要はないんですよ。第1項のところであってらるんだ。

○総務部長

定める必要がないというわけではなくて、条例でこういう規定を別途定めるものですから、それを利用する場合についても条例の範囲内だけではなくて、法の範囲でやらなければいけないことも出てくるものですから、そうしますと、この条例で定めた事務をやるに当たって、他者から情報提供を受けることができる法の定めでないとな事務が滞る場合についてはそういうことができるものですから、この条例で内部利用についてはこうですけども、法の定めによって従う場合については法の定めによって従いますよという、そういう書き方のただし書きなので、ちょっとその点については御理解いただければと思います。

○佐藤委員

それはね、詳しく説明しようという意図なんだろうと思うけど、第4条の第1項でそれはうたい込まれてます。逆に非常にわかりにくいなのというのが率直な私の印象です。

これを消せとは言いませんけれども、第4条の第1項の中で、2、3についてはなってるんですよ。ですから、説明が非常に苦しい説明をしてるんですよ。私は、そう思いますけれども、この第4項についてそう思います。一遍この点について、もう一遍見解を聞かせてください。

○企画政策課長

第4項でございますけれども、番号制度の重要な目的の1つに、国民の利便性の向上があげられておまして、個人番号を利用することにより、各種行政手続における添付書類の削減をしまして手続の簡素化を図るものでございます。

庁内連携によりまして個人情報を利用できる場

合には、ほかの条例等で義務づけられている書類の提出を省略できるということをこの第4項のほうで規定をさせていただいております。

○佐藤委員

今、第2項、第3項、ただしこの限りではないと。私は、さっき言ったように、第1項の中で法が定める別表第2の第2欄に掲げる事務とするという点では、ただし、ただしというところは包含をされているので、私は屋上屋を重ねてるなという感じがしますが、非常にわかりにくいんですよ、結局のところは。こうすることによって非常にわかりにくいと。

説明を受けて、初めてそういうことなんだなということはわかりましたけれども、今、副市長、私の言っていることが正しいかどうかということとはともかくとして、この点での書き方は非常にわかりにくい書き方だなと私は思いますけれども、今のやりとりで、どんな認識を思われたか、その辺のことについてお聞きしたいなと。

○清水副市長

大変わかりにくいという御指摘については、私もどうなのかな。私はシンプルに解釈をしておりました。

といたしますのは、第4条については条例で定める個人番号の利用の範囲というものを定めるための規定です。それが前段の2行でそのことを言ってます。御質問者の御指摘のように、情報ネットワークシステムを使う云々の部分については、もう既に法で定めておりますから、それは規定しなくてもいいじゃないかということなんですけども、この条例は、あくまでも市が行う利用の範囲を定めますので、この2行で。ですから、それは法で定めますから、この条例の規定の外ですよということを私は言ってるんだらうというふうにシンプルに考えましたので、そういうことなんだらうというふうに思いました。

しかしながら、マイナンバー制度そのものが非常に皆様方がいろいろ関心も高く、いろんなことがあるわけですので、そういった関連の条例もそうでしょうけども、市民の皆様にもいろいろお知ら

せするそういった情報についても、できるだけわかりやすく、そういったことに今後も努めていかなくてはいけないだろうなということを含め、今の議論を聞いて感じたところでございます。

○佐藤委員

私は、第1項で十分だなと思いました。

それで、この前の本会議でもやりとりがありましたけれども、まず確認ですけど、この条例はそうした行政手続、内部での情報のやりとりを法に合致するように条例で規定するというものですね。対市民との関係で、この前、例えば本人確認ができれば番号がなくともよいとか、窓口で提示しないとサービスができないものでもない、今までどおりで何ら変わらないと、対市民との関係ではこういうことを言われましたけれども、一遍その辺の確認をさせていただきます。

○企画政策課長

個々の事務についてのマイナンバーカードの提示の件だと思いますけれども、個々の事務におきまして、個人番号が必要云々というのは、その個々の事務において主務省令等で必要であるかどうかというのは多分示されると思うんです。

必要である事務であっても、例えば、先日の質疑でもありましたように、持ち歩くのが不安だからということで、窓口でマイナンバーカードをお持ちでない場合、そういった場合でも行政手続における特定個人を識別するための番号利用等に関する法律の施行規則の第3条のほうで、基本的に個人番号カードで確認するか、通知カードプラス身分証明で確認するかというのが基本になりますけれども、その第3条のほうでそういったものが困難で認められる場合というのがありまして、そういった場合には、個人番号利用事務実施者、我々のほうが地方公共団体情報システム機構への確認だとか、あと、住基台帳のほうにも載っておりますので、そういったところで確認がとれるということになっております。

ですから、来庁したときに個人番号カードを持ってないよという場合でも、ここで言う困難というものに該当させることによって、こちらの実施

者のほうで確認することは可能になります。

○佐藤委員

対市民との関係では、なくても十分と。身分を証明するものがあれば、住民基本番号ですか、それがマイナンバーと一体のものだということで確認できるわけですよね、それはそれで。ですから、それは対市民との関係では提示やそういうことは要らないということですよ。

それで、もう1つお聞きしたいんですけども、先ほど言われて、いろいろと法が定める別表第2の第2欄に掲げるという点では、ここの条例の範囲の中で言うならば、先ほどがあったように、転入者などの情報を得るために必要な情報と。そのほかに、例えば、今在住している人たちが自己完結で済むわけだけでも、そうじゃない先ほど言われた転入者などについては、そうした形で情報システムを使ってアクセスして紹介をすると、こういう形になると思うんですけど、ここで言う別表第2のところの利用というのは、どの範囲の人たちを想定したものなのか、先ほど転入者ということもありましたけれども。

○企画政策課長

当然、私ども窓口で手続に来られた方、全てが対象になるかと思えます。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時04分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

先ほど言ったように、連携できる事務ということですけども、他の事務実施者と。それは必要なときというのは、先ほどの発言の中では転入があったときというようなことが言われました。それから、もう1つは、逆に知立市から転出をされてね、転入をされた市町において、そうした情報を知立市について照会するという形での相互の利用ができるというふう思うんですけども、それ

はここの中だけであればいいんだけど、この法の定める別表2のところでもやりとりをするというわけですので、どうしたケースがそうした場合、連携が必要なものなのか、その辺はどうでしょうか。

先ほど、9つの事務の中で、現在6つの事務については他市との連携が可能だよということも言われましたので、その辺を含めて御説明ください。

○企画政策課長

先ほど、今回の条例9つの中で、6つが他市との連携、提供を受ける予定をしているという話をさせてもらったんですけども、最終的には手続上のことがありまして、特定個人情報保護委員会のほうが規則に定めた項目ということで、現在11项目的なものをあげておりますけども、ただ、知立市がこの6項目について独自利用について条例制定をした上で特定個人情報保護委員会の定める様式に基づきまして届け出をします。その保護委員会のほうが、その規則に沿った内容ということで認めれば、その旨を総務大臣に通知して必要な手続を経ることによって、初めて情報連携が可能になります。

以上です。

○佐藤委員

今の話はわかりました。

そういう場合、先ほど、何遍もくどくで大変恐縮ですけど、そういう利用する場合ということで、例えば、転入者ということが先ほど言われたのでね、どういう人たちが、どんな状態のときにこの情報の連携が必要となるのか、その辺はどうでしょうか。

○企画政策課長

転入してきた場合に、まず初めに、住民の届け出がされると思います。転入届です。そのときに、例えばマイナンバーカードをお持ちの方については住所記録がありますので、そういった書きかえの手続も必要になります。その上で、通常の転入事務と同じように市民課のほうで該当のいろんな窓口、いろんな手続に申請に行ってくださいような手続になるかと思います。

そのときに法の別表2で定める事務については連携できますし、また、今回条例で独自利用で認められた事務がもし該当すれば、なおかつ先ほど言いました、その委員会のほうに届け出をして総務大臣からの認可が受ければ他市との連携ができるということになります。

○佐藤委員

そうすると、この知立市に転出入をしない人たちにとっては、ほとんどその部分については必要ないと。必要ないと言うとおかしいけれども、利用はされないと、こういうことでよろしいですか。

○企画政策課長

メリットとしては、その転入出のときの手続が簡素化されるということでございます。

連携ができない事務については、今までどおり今回のこの条例にもあげておりませんので、個人番号は使わずに今までどおりの事務を内部でやっていくということになります。

○佐藤委員

そうした点では、情報のやりとりね、転入者と限定されたものについて対応できることだなということがよくわかりました。

それで、先ほどの11項目の中で、今回、9の事務があって、6つについては委員会のほうで規則ですか、それに合致するよということで総務大臣が認めればということですよ。これ、条例が成立して、その後に委員会にかけて総務大臣と、こういう流れになっていくのか。それで初めて連携ができるということですよ、総務大臣が許可を得て。それはこの条例の成立との関係ではどうなるんですかね。1月1日から施行するというふうにはなってますけれども。

○企画政策課長

今回、知立市において、この条例を認めていただければ、6つにつきまして保護委員会のほうに連携をしたい旨の申請をさせていただくという旨になります。

それから、今後の中でも、今現状は9つあげまして6つが連携できる事務という中身になっておりますけども、今後の中で、市の単独事業等々、

そういった連携を図れるものがありましたら、条例改正をした中で、そういった連携のほうをできる事務については進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、ちょっとわからないんですけど、ここの9つの中で6つについては連携できる事務だよということですよ。この3つについては内部で使うので、情報のやりとりをするのでシステム上のこの整備をせないかんということであったんですよ。

そうすると、この6つについては、ここの別表の中にも条例の中にもそうした連携情報として扱うという形の法で定められてるのかもしれませんが、特別何かこの6つについて、そうした連携情報にするという定めは条例上ではなくても市がこれを連携情報にしようということ審査会のほうに出して、審査会がこの大臣の許可を得ればこれで可能と、こういうことでしょうか。特別な規定は、その部分においては連携する情報については、特別、規定は条例上の規定で、ここは連携情報ですよという規定はなくてもいいんですかね。

○企画政策課長

今回の条例は、9つの事務について個人番号を利用するという定めになりまして、この中では連携するという中身でございまして、例えば、連携をするということは、そういった個人的な所得情報とかそういったものも必要になってる事務ということでございますので、例えばその1つが認められないとしても、庁内の事務としてもそういった個人番号を利用しての事務ということで計上をさせていただいておりますので。

ただ、この6つにつきましても、規則の具体的な例、こういった事務が連携できる事務というものを確認させていただいた上で、この6つをあげさせていただいておりますので、委員会のほうに所定の手続をすれば連携ができる事務であるというふうに認識しております。

○佐藤委員

特別、連携する事務について、連携しますよという規定を特別、条例の中でうたわなくても法的に可能であるということですよ、今言ったことは。単純にあえて連携する事務、連携しない事務、認められなければいけないという前提があるにしても、それは連携が必要だという事務について担当の中で、市のほうの内部で決定し保護審査会でオーケーを出し、国のほうの承認を得ればこれで利用できると、こういうことで、特別その連携するものについて、条例でこれは連携しますよというたわなくてもいいということですよ。

○企画政策課長

全部それは連携できる事務として法律のほうで、先ほども言いましたが、特別個人情報保護委員会の規則で定める事務という内容がありますので、法律のほうでそれは認められていると思います。

○佐藤委員

それで、もう1つお聞きしますけれども、行政内部でこういうことをやっていくわけですが、この前の質問の中で、一瞬にして情報が出るわけではないと。必要な情報を検索をしながら事務行政手続を進めていくことを言われたんですよ。

例えば、今回のここは大卒の話の中で大変恐縮ですけども、2番目のところ、例えば第3条のところ、母子家庭の医療費の支給条例というものがありませんよね。市民の方は、条例の中に様式ということで申請書というのがありますよね。市民の方は本人確認をした上で、従来と変わらず申請書を書くんですよ。書いて、その申請を受理をして、この方についていろんな情報を集めて手続を踏んで、この方は支給できる方だなということを確認をし、支給ということに至るこのプロセスがありますよね。

これは今現在は、ちょっと企画政策課長に聞くのは、福祉の関係なので、ほとんど福祉の関係しか載ってないので、どういう手順でこれは進めていくのかと。これがマイナンバーを利用して今回条例で定めたような申請なり、必要な規則で定めるような情報を得て確認をし、受理をして、その

支給に至ると。その情報確認した結果として該当しないという方も当然出るわけだけど、今そうしたことをそれぞれの必要な情報を各所管にまたがってる情報をもちろん自分の課のところもあるかもしれないけども、税の情報だったら税務課というような形で、これを収集をしてやるわけでしょう。今どういうふうになるのか、それが今度、マイナンバーというものを今回条例でやったときにどう変わっていくのか、その辺はどうなんでしょう。

○企画政策課長

個々の手当とかいろんなものに関しては、当然今までは申請書をいただきまして所得証明が必要であれば所得証明、いろんな添付書類をそろえていただく。マイナンバーが利用できて、その情報が内部でも利用可能なものが利用できるということになりますと、わざわざ市民の方がいろいろこういった書類をそろえていただかなくてもその情報が得られると。

支給の決定とかそういったものについては、ちょっと直接事務に携わったことはないんですけども、その日に、例えばあなたの手当は支給決定しますということは、多分してないと思うんですね。いろんな書類を得た中で支給該当要件に該当するかしないかによってそういった本人宛に、あなたは支給をします、あなたは非該当でしたということで即日決定事項というのは多分している業務は少ないかと思しますので、そこら辺に関しては今までの事務の流れと同じになるということで、本人がいろいろそういった書類をそろえる手間が省けるという中身になるかと思えます。

○佐藤委員

本人はそうした証明書類がなくてもいいと。ただ、その証明書類もほとんど庁内で調達できるものばかりなわけですよ。ただ、それをとらなくてもいいと。その点では、確かにそのとおりかなと。

行政手続をする側は、どういう形になるんですか。例えば、今の母子医療の場合だと、申請書の中に、そもそも申請書が要るんですよ。

○企画政策課長

マイナンバーによって申請書が不必要になるということはありませんので、あくまで申請書は提出をしていただくということになります。

○佐藤委員

それで、もう1つは、先ほど言ったように、瞬時にしてその必要な情報が集まるものではないということなので、それぞれにまたがった情報をこの規則でいろいろその事務ごとに必要な情報だとか応答だとかそういうことが載ってますよね。

それはそれぞれのところで、例えば、受けた側が1カ所でもってそれぞれの条例で定めた情報を引っ張り出して検索して妥当かどうかということを確認するって、そういう作業を1カ所でやるということですかね、1人の方が。今までも一緒だったけども、その辺どうでしょうか。

○企画政策課長

例えば、必要な情報が税だとか住基関係、いろんな情報が必要であれば、手続上には個々の情報というのは各団体で今までどおり持っておりますので、税情報については税務署ということになれば手続上は担当者がそのマイナンバーを使って税情報、住民情報が欲しければ住民情報という形で、端末で一遍に母子家庭医療に関する情報全てというものの取得はできないですけど、1つずつ多分、この人の何の法律に基づく何の事務に関して、この税情報が欲しいとか、そういった形での手続になりますので、一瞬に全体がすぽっと出てくるのではなくて、ただ順番にやればそれぞれ欲しい情報が出てくる状態にはなってるかと思えます。

○佐藤委員

もう1つだけ確認させてください。

例えば、そういう申請書の中には今までと変わらないということなので、当然のことながら、そこにマイナンバーを記入するだとか、そういうことはないわけですよ、今までと変わらないと。ここだけ確認させてください。

○企画政策課長

個々の事務によって、それが必要だというふうになれば、当然マイナンバーという番号を書いて

いただくんですけども、先ほどの質問でありましたように、もしカードを持って来てない場合には困難な場合というものになれば、こちらの実施者のほうで住基カード、もしくは委員会の、機構のほうにその番号を照会できるということになりますので、その照会した番号、もしくは持ってきたカードの番号でその申請書のほうには記入をしていくという形になるかと思えます。

○佐藤委員

そうすると、申請書にはマイナンバーの記入をできる書式にこれから変えるということですか。

○企画政策課長

個人番号を利用する事務については、様式上も個人番号欄を設けていくという形になるかと思えます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号について、挙手により採決します。

議案第60号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって議案第60号 知立市個人情報の利用に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 知立市議会の議員その他非常勤の

職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

案件の一覧表をもらいましたけれども、この中のところでちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思いますけれども、改正内容という点で、被用者年金制度の一元化を図るために厚生年金法等の一部改正する法律による共済年金と厚生年金の一元化に伴い、地方公務員災害補償法施行令が一部改正された。

改正された内容ですけれども、年金一元化に伴う特例措置が設けられた給付等に関し、規定の整備を行うものという形で書いてますけれども、この辺のことを説明してください。

○総務課長

今回の法改正によります条例改正についての部分で、この特例措置に係る部分というところでございますが、ここにつきましては、年金たる補償の年額に他の法令による給付との調整を図るという部分での特例措置に関して規定の整備を行ったものでございます。

○佐藤委員

そうすると、共済年金が厚生年金に一本化されたということですね。現在でも公務災害やって、優先的には国民年金法だとかそういう形の年金の支給が第一義的にやられますよね。その上で、公務災害という形で、ここの別表のところに掲げる割合に応じて基礎額ですかね、ちょっとその辺、確認したいと思うんですけど、それに乗じた額を支給をすると、いわゆる併給支給と。そのこと自体が特例措置ということなんでしょうか。

私は、従来も併給支給はこの条例でなされておるのでね、年金一元化で何か特例措置が設けられたのかなというふうに思ったんですけど、併給調整そのものが特例措置だと、こういうことでしょうか。

○総務課長

法律上の特例措置という部分につきましては、一元化を図るための厚生年金保険法の一部改正に

伴いまして地方公務員災害補償法施行令における年金たる補償及び休業補償について当該補償の受給権者に同一の事由による厚生年金保険法の支給される場合の調整ということでございます。

○佐藤委員

今回、年金一元化という形で、とりわけ共済年金について厚生年金に保険料率を合わせたり、1階部分、2階部分についてもフラットにしていくと。さらに公務員の場合は3階部分があったわけですよ。それについては、これは廃止をするという形で、全体としていいか悪いかということとは別に、実態として共済年金をぐっと負担が一方でふえながら、一方で給付が下がるという形になるわけですよ。そのことが今回の年金法の改正で、そうしたことが実際問題として影響するのかなどうか、その辺はどうなのでしょう。

○総務課長

まず、今回の条例につきましては、地方公務員災害補償法において地方公共団体は条例で職員以外の地方公務員のうち、法律による公務上の災害、または通勤による災害に対する補償の制度が定められないものに対する補償の制度を定めなければならないという中で、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する制度を定めた条例でございます。

その中で、平成27年10月から公務員が加入していた共済年金の制度が厚生年金制度に統一されたことに関連して改正を行うものでございますが、これまでの補償の内容というところの部分については変更は特にございませんので、併給調整をあわせまして現行の状態と何ら変わるものではありません。

○佐藤委員

それで、こちらの参考資料ですけれども、実態としては何ら変わらないということですが、ちょっと説明をお願いします。

附則でこの併給調整がうたわれてるということですが、年金たる補償の額はということですが、4段目に、この年金たる補償の年額

に同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じて同表の中欄に掲げる法律給付、右欄に掲げる率を乗じて得た額という形になってるんですよ。年金たる補償の額というのは、これは現に公務災害やっつと。そして、国民年金なり、厚生年金なり、自分が加入しておいて権利があるものと、そういう形で公務災害やっつとときに受ける額を指して年金たる補償の額というふうに言ってるのか、条例の何条かで市長が定める補償基礎額というものがありますけれども、この乗ずるものは年金たる補償の額というのはどういうことかなということですけど、ここのところをちょっとわかりにくいので説明してください。

○総務課長

制度的な中身については、よく存じ上げないところもあるんですけど、ここで言う年金たる補償の年額というところにつきましては、例えば、障害補償年金、受給されるに当たって裁定された年額という解釈でおります。

○佐藤委員

そうすると、その点では、例えば厚生年金の場合は厚生年金のものという形で適用されるわけですよ。

ちょっとここの表について、細かい条文の中身はともかくとして、説明願いたいんですけど、従来、改正前のところは基本的にはそのままスライドをしてると。スライドをして左側にいってるので順番は入れかわってるものだからあれですけど、さらに今度の一元化でなった部分が入り込んできて、順番が逆になってるという感じなんです。

そういうことなだけけれど、ここに議員、それから非常勤職員、その他ということになってますけれども、議員の方、非常勤職員、さまざまな経歴やさまざまな年金に対応されてきたという経緯がそのことを前提にして今回、年金一元化もここでうたってるわけですよ。だと思うんです。

今までは、右欄のところの改正前のところで対応できたけども、一元化になったので、さまざまな経歴や加入した年金の経歴によって、そういう

人たちにも対応せないかんということなんですよか。ちょっとわかりづらいですけど。

○総務課長

まず、今回の改正の表の中身につきましては、あくまでも共済年金の制度が厚生年金制度に統一されたことに伴う改正でございますので、その部分について明記をさせていただいておるということでございます。

それから、後段おっしゃられた部分につきましては、やはりそれぞれいろいろな年金に加入されることが想定されますので、これまでどおりさまざまな年金制度との対応について調整率を定めてあるということでございます。

○佐藤委員

そこでお聞きしたいんですけども、議員や非常勤職員、ここで対象となる人たち、かつて公務災害というような形で従前の改正前の部分において適用になった人たちはおみえですか。

○総務課長

私も古くから過去をさかのぼったわけではございませんが、近年の状況を見ましても、この年金の受給に関する対象者というのはございません。

ただし、災害補償といった面では、やはり臨時職員並びに非常勤特別職である職員の方々については、けがですとか、そういったことでの補償は実績としてはあります。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号について、挙手により採決します。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第61号 知立市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

市税条例の改正ということで、参考資料ですけれども、お願いしたいなど。

ここの徴収関係というところが改正の内容と。この前、本会議でもありましたけれども、これが4月1日からという形になりました。この内容が改正された背景についてお知らせを願いたいなど。

というのは、延滞金についても、かつて14.6%だったかな、14.7%だったかな、これが過去にその新たなものが遡及はしないけれども、新たに発生したものについては、たしか9.3%だったかな、いろいろ中身がありましたけれども、そういう形とか、3カ月以内であればさらに何%とか、そういう改正がありましたよね。長らくそうした延滞金についても改正がされずに、ペナルティ的な重い延滞金が科せられてきた。しかし、それも緩和をされたわけです。

今回またそうした意味において、納税猶予等を含めて換価の猶予、これが追加された。この背景はどういうことでしょうか。こういうものが改正されてくるということは。

○税務課長

まず、改正になりました背景としましては、国税徴収法のほうでこういった徴収猶予等の改正がございまして、それに基づいて地方税法のほうでもこういった改正を不公平感が出てはいけな

いうことでされたことによりまして、その地方税法の改正の中身で細かい規定については条例で定めなさいという規定が設けられましたものですから、今回それにつきまして条例のほうで細かい部分を決めさせていただいたというようなことになっております。

○佐藤委員

確かに、法律が国税徴収法のほうが改正をされたという中身ですけど、この改正された中身は、昨今そうした滞納される方たちが全国的に増加をしてるし、なおかつ14.6%か14.7%の延滞金については大変重たいと。ペナルティー的な側面で税金は等しく納めないかんといい側面があるにしても、そういう中身の中で緩和をされたと。

やっぱりこの滞納者の増加等含めて、その納税者の状態悪化を反映した中身ではないかなと私自身は受けとめてますけども、そんな受けとめ方はないですか。

○税務課長

そういった側面も当然あると思います。

ただ、やはりこういった徴収猶予とか換価の猶予というものにつきましては、大口で一括して納めるのが納められないと。

特に、この規定の中にも担保が必要であったりとか、そういったものもございますので、非常に大きな資産を持ってみえる方が、例えば滞納で一時的にそれを猶予してほしいとか、そういったときに使われる類いの制度だというふうに認識しておりますので、特に知立市においても、大口の滞納者の方みえるんですけども、やはり生活に困窮して滞納に至ってしまってみえるという方が非常にパーセンテージ的には多いと思いますので、そういった意味からは、こういった徴収猶予とか換価の猶予自体はなじみにくいのかなというふうに私自身は思っております。

○佐藤委員

これが担保が必要な条件と、徴収猶予、換価の猶予。もうちょっと、改正前と改正後とこういう形になっていますけど、中身をどういうふうになったのか、この辺、もうちょっとわかりやすく説

明してください。

○税務課長

改正の主な中身なんですけども、今まで徴収猶予にしましても換価の猶予にしましても、担保が50万円を滞納額超えるようであれば提供が必要だったわけなんですけども、これは先ほど佐藤委員がおっしゃられてみえたように、拡大になりました、猶予額としては100万円以上で期間が3年を超える場合に必要というふうに改正をするようにいたしました。

それからあと、本人が申請をする場合に訂正が必要な場合は二十日以内に出してくださいよという決めをつくったり、あと、今まで細かい規定がなかったんですけども、条例によって分割納付をする規定を設けましたという部分がございます、あと、徴収猶予の期間が延長する場合の取り扱いとか、あと、資産とか収入等の状況を示す書類等を提出していただく中身について条例等で細かく決めておるような形です。

それから、新たに今まで換価の猶予につきましては職権でしか適用がなかったんですが、今回から換価の猶予につきましても、申請でも対応ができるよということと改正をしております。

○佐藤委員

徴収猶予、換価の猶予と。要するに、差し押さえて競売も知立市もやられてますよね。そうしたものについて、例えば、事例としてあるかどうかということは別問題として、例えば、御商売をやっている、車なりそういうものが商売を継続する上で必要なもの、そういうものが押さえられちゃったと。そういうものは押さえていいのかどうかということもどうなってるのか、ちょっと確認してませんけれども、そうした場合で、例えばそういうものがないと商売があがったり、継続できないというような場合などについて、100万円を超えると、担保がなくなればそうした点で猶予を与えてもらえると。ただし、金額によっては一挙に返せないものとかそういうものはさまざま出てくるので、この期間だけで対応できるかという問題はあっても、そういうことが換価の猶予と

いう形で申請に基づき、今までは市が職権でということ、この人はこういうことだからということでもって換価の猶予をするだとかということであつたけれども、今度は申請という形ですよ、この要件に合致すれば。

そういうことですけど、そうした点で、一步前進だなというふうに私は思いますけれども、実際、市の場合は、徴収猶予や換価の猶予を実態としてどのような形でやってるんですか。

○税務課長

ここ数年では本当になくて、去年は換価の猶予が滞納整理機構の関係のもので、1件あつたということで記憶しておるぐらいで、ほかほとんどないようなものが実態であります。

このなぜかという部分なんです、やはり徴収猶予に関しましては、取り消しの要件ということで新たな滞納が発生すると、その段階で取り消し事由に該当してしまいますものですから、これを適用する場合には、確実に換価が約束されるような、換価とか納税のほうに約束できるという裏づけがとれないと、なかなか適用しにくいという側面がございます。

あと、例えばそれが適用したとして守れなかった場合は、当然、徴収猶予、換価の猶予にしてもそういった財産とかを、ある程度確認させていただいた上で適用させていただいておるものになりますので、これが守られなかったときは、即座に差し押さえとかいうことになりかねないものですから、私どもとしましては、やはり納税者の方々を窮地に追い込むということはしたくないものですから、これを適用した場合、もし守れなかった場合は、そういった側面もございますので、慎重に適用しなければいけないということで確実性のあるものしか今のところは対応できないものですから、非常に件数が少ないというのは、そういったところでなってしまうおるといふ説明になってしまいます。

○佐藤委員

ということは、換価の猶予等を含めて、非常に件数が少ないということですけども、差し押さ

えをしたら払う見込みがないなということであると換価するわけですよ、実態としては。

だから猶予される方は、分納なり払う誠意があり払えると。見通しの方については一定期間について猶予はするけれども、それ以外についてはほとんどお金に変えていくと、こういうやり方ですよ。

○税務課長

そういうわけではなくて、換価の猶予にしても徴収猶予にしても、やはり納税をいただけるという確約のもと、させていただくものになりますので、そういったことが資産状況が余りはっきりいんなものを持ってみえない方に関しましては、やはり納税相談の中で実際の生活の中で、お給料だとかそういったものの中からどういうふうな形で納税いただくかという細かい部分での話をして進めていかざるを得ないものですから、こういった形で徴収猶予というものを適用しますと、やはりそれはそれなりに私のほうで説明はしなかったんですけども、これは適用になりますと差し押さえが解除できたり、延滞金の免除があつたりとか、そういった恩典がありますので、認められればそれなりの納税者に対して非常に優位な部分もあるわけなんですけども、逆に守られなかったときは、即差し押さえということになってしまうのは、そういった意味からしてもやむを得ない部分なのかなと思います。

そういった資産状況がしっかりしてない方については、納税相談でその方の生活を脅かさないような形で御納税を進めさせていただくような形で対応しておりますので、お願いいたします。

○佐藤委員

もちろん払えていければ一番いいわけけども、実態としてはなかなかという人たちも多いのが実態で、そこへどれだけ寄り添ってやるかということですけども、それで、先ほど徴収猶予及び換価の猶予に関する担保提供額及び分割の規定、延長の規定等を整備するものという形で、条例だけ読んでると何が何だかさっぱりわからないということですので、この辺の分割の規定、延長の規定

等を整備するものと書いてるのでね、現状と、どのように変わったのかということについて、ちょっとお知らせください。

○税務課長

非常に条例だけを見ると非常にわかりにくいような形でございますが、まず、第10条においては徴収猶予についての状況によって分割して納付させることを定めておりまして、納期、分割金額について定めております。

それから、第10条第2項については、期間延長について第1項の規定の準用を認めるようなことが記載されておりまして、第11条については、地方税法に定める徴収猶予該当事由に適合する場合には、申請時に取り決める事項の内容について定めております。納付できない事情の詳細とか徴収金の年度、税目、納期、金額、猶予を受ける金額とか、あと、猶予を受ける期間、分割の方法、分割の金額とか、あと、猶予額が100万円を超え、期間は3カ月を超える場合には担保の種類や数量とか、保証人の情報等を記載しなさいということが定められています。

第2項においては、地税法に定める徴収猶予該当事由に適合する場合には、申請時に必要となる書類についての定めがざっと書いてございます。

第3項につきましては、地方税法に定める徴収猶予該当事由に適合しない場合に、申請時に取り決める事項内容について定めております。一時に納付できない事情の詳細とか、先ほど第11条の中で述べたような条件に該当するような事項について、準用して記載されております。

第4項については、地税法に定める徴収猶予該当事由に適合しない場合に、申請時に必要となる書類についての定めがございます。

第5項につきましては、徴収猶予、期間延長に関する取り決めの事項について記載がされております。

第6項については、徴収猶予の期間延長となる場合の書類の説明と、あと、第7項については徴収猶予申請書の提出等の期間が二十日であるという定めがございます。

第12条につきましては、職権の換価の猶予についての取り決めが書いてございまして、第12条には職権による換価の猶予については、第10条第1項の準用について定められております。

それから、第2項につきましては、職権による換価の猶予に必要な書類、これにつきましては、先ほど第11条の第2項で述べたような財産とかそういうところの書類等についての決めを書いてございます。

それから、第13条につきましては、申請による換価の猶予についての記載になっております。申請による換価の猶予が6カ月以内に申請が必要であることとか、第2項については、先ほどの第10条第1項に規定されておりますように、分割して納めることについての準用規定がここに書いてございます。

それから、第3項につきましては、換価の猶予についての取り決める事項、内容について記載がしてございます。

第4項についても、申請による換価の猶予の期間延長に必要な書類についての決めが書いてございます。

第5項につきましては、期間延長の決定に必要な取り決め事項について記載がされております。

第6項については、申請による換価の猶予の訂正の提出期限が二十日という記載がございまして。

それから、第14条については、担保を通さなくてもよい場合ということに規定がちょっと書いてございまして、以上のような形で、地税法に定められておりまして、条例の中で定めなさいと言っておる部分について規定をさせていただいております。

○佐藤委員

今の話だけではさっぱりわからないと。もうちょっと具体的にね、例えば、第10条の第1項のところであれば、当該の猶予を受ける者の財産、その他の状況から見て合理的かつ妥当なものに分割納付し、また納入させることができると。この場合において、分割納入し、または納入すべき徴収金の各納付期限及び納付期限ごとの分割額を定め

るものという形になってるわけですね。これは徴収猶予にかかわる分割納付ということですね。

今までは、こういう規定は現実問題として余り徴収猶予とかそういうことはなかったということですが、こうした規定はない中で、例えば、分割納付してくださいよということだったのか、これが今回、法も変わり、徴収猶予にかかわる部分については、きちっと条例でこうした規定をして、きちっと払ってもらおうと、こういうことですよ。

○税務課長

佐藤委員のおっしゃっているとおりだと思います。細かくこういった規定を設けて、きちんと適用になった場合については、それに基づいて納付をいただくということで、こういった定めをさせていただいておるような形でございます。

○田中委員長

ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分休憩

午後0時58分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

先ほど私のほうで、条例の改正により、どのように変わったかの説明をさせていただいたんですが、ちょっと不明瞭な点がございましたので、補充説明をさせていただきたいかと思えます。

まず、変わった点でございますが、徴収猶予につきましては、徴収猶予の期間1年、最大2年延長が可能なんです、これについては変わっておりません。それから、新たな督促、滞納処分の禁止、これについても変わっておりません。

担保で50万円を超える場合、必要だったものが猶予額が100万円以上で、期間が3カ月を超える場合という形に拡大いたしました。

それから、本人の申請により徴収猶予の適用の申請をしていただいていたんですが、これにつきましては訂正が必要な場合は、二十日以内に届け出るようにということが追加されました。

それから、今まで規定がなかった部分でございますが、条例による分割納付の規定、猶予期間の延長の場合の取り扱い、それから、資産収入等で条例で定める資料の提出等について細かく規定がなされました。

続きまして、換価の猶予についてでございますが、猶予期間1年、最大2年まで延長化という部分については変わっておりません。

それから、新たな督促、滞納処分の禁止についても変わっておりません。担保50万円超で必要となっておりましたところにつきましては、100万円以上で期間が3カ月を超える場合という形に改正をします。

それから、今まで職員による職権により適用しておった部分についてですが、職員の職権に加え、納付期限から6カ月以内に本人による申請により可能となりました。

それから、訂正が必要な場合は、二十日以内に提出が必要というところも盛り込まれました。

それから、今まで規定がなかった部分でございますが、条例による分割納付の規定、それから、申請の場合に猶予期間延長の場合の取り扱い、それから、資産収入等、条件で定める場合の資料の提出について細かく規定をしたということが改正内容でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そういう形で徴収猶予、また、換価の猶予ということで、申請ということですね。担保については、100万円を超えなければ担保が要らないと。その期間についても3カ月という期間の限定もないということですよ、基本的には。最大2年というものがあるけれども、そういう形でなると。

それで、申請ということなので、そうした皆さんへのこの前の本会議の答弁では、そうした適用ではなくて、しっかりと早く払ってもらって、生活を再建することが大切だというような趣旨の発言もありましたけれども、今回こうした条例規定がされるわけですので、そうした皆さんについては、申請ということがやっぱり当然PRするなり、

案内するなり、そういうことはされるんですよね。

ただ、その場合において、申請をして、この申請が猶予する条件、換価の猶予ということが、その人のそれをしなければ著しく生活を圧迫するような状況が認められなければだめだけれども、そうした申請は、当然のことながら案内はされるんですよね。

○税務課長

特に徴収猶予、換価の猶予に関しましては、一般の方に対してのそういう広報とかそういったものは考えておりませんので、特にそういう事案の方に対しては、そういう御説明もすることは必要かと今後については考えておりますので、そういった対応で図ってまいりたいと思います。

○佐藤委員

ぜひですね、納めてもらうことが大事ではありますが、その滞納されてるお一人お一人の条件に応じてその生活との関係の中で、そうしたものが必要だと認識をされる納税者の皆さんがみえた場合、きちんと申請をしてもらうと。

ただ、申請をしてね、それが申請が受理をされるかどうかというのは、また別の問題ですけども、きちっとそうした皆さんには案内をしてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それで、もう1つ聞きますけれども、今回、新たに担保額の提供、分割の規定、延長の規定という形で、今までなかったものが条例の中に盛り込まれたわけですよね。今まで徴収猶予、換価の猶予というのは余り事例がなかったということではありますけれども、今まではどうされていたんですか、こうした場合、もしも職権でそういうことをやるということの場合においては。

○税務課長

今までも申請書等に記入いただいて、それにより財産状況等を調査させていただいた上で、適用になる方には適用という形で対応させていただいておりましたので、今までと何ら方法はそう変わらないんですけども、細かい分割がこういった方法にのっとらなくてはいけないとか、そういった

ことがありませんでしたものですから、ある程度、職員の判断でやってる部分がありましたものですから、そういったところに関しましては、今回の条例により、きちんと定められた手法にのっとってやっていく形に変えていくことになると思います。

○佐藤委員

それで、もう1つお聞きしますけれども、その下の市民税等、固定資産税ありますけれども、行政手続における特定の個人を識別する番号利用に関する法律ということで、市税の申請書等に個人番号、または法人番号を記載することとする等の規定の整備をするものということですけども、この申請書類というのは、例えば、具体的にはどういうものですか。

○税務課長

主に申告書の類いとか、あとは資産でいけば軽減関係とか、あと、減免等の書類、そういったものが中心ということになりまして、今、25の項目について一応あげさせていただいているような形になっております。

○佐藤委員

そうすると、申告書の関係ということだと、例えば、確定申告がありますよね。私も確定申告するわけですけど、その場合の申請書を確定申告する場合には、必ずこれは個人番号、また法人番号を記載するということですよね。これは義務というふうになってるんでしょうか。

○税務課長

今おっしゃってみえるものが、総務省の自治税務局のほうの書類がございまして、こちらの中で細かい規定がございまして、必ず書かなければいけないもの、それから書く必要のないもの、書くように協力するものというふうな形で、二重丸、丸、ペケというような形で書類がございまして、これに基づいて記載のほうをお願いしていくことになります。

申告書ではないんですが、給与支払い報告書等につきましては二重丸になっておりますので、記載のほうは必ずしていただくような形になってお

ります。

○佐藤委員

給与支払い、税の関係もありますのでそういうことだと。そうすると、今、25の事務ということを言われましたよね、申請書ということを言われましたけれども、25の中で二重丸、丸、ペケというふうに言われましたけれども、二重丸は義務づけられていると。丸については、これは任意ですかね、望ましいという範囲であるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○税務課長

二重丸は地方税法施行令、地方税法施行規則で記載の内容、または様式を規定しており、当該規定において番号の記載をすることとしている手続となっております。

丸につきましては、地方税法施行令、地方税法施行規則で記載内容及び様式の規定はないが、番号を記載すべき手続、条例等で規定や様式の定めがあれば改正が必要という項目になっておりまして、バツは番号の記載を要しない手続という形になっております。

○佐藤委員

その今の説明が聞いただけではさっぱりわからないというのが実情です。ですから、25の申請がある中で、丸、バツ、三角というものについて一覧表で、ぜひお出し願えたらなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○税務課長

今そういった形で、きれいにはまとまっていないんですが、符合するものかどうかというところをまとめまして、提出できればさせていただきたいと思います。

○田中委員長

今の資料について、請求する。

○税務課長

ちょっと今、一覧表になっておるものが、国の出しておる基準のものと、私のほうで拾い出した今回の条例のものと符合しておりませんので、そこできちんと合わせられる作業ができれば御提供できるかと思います。

○田中委員長

しばらく休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時10分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、佐藤委員のほうから要請のあった書類について、当局のほうは整理次第、出せるということによろしいでしょうか。

○税務課長

照合作業をしてみないとわからないんですが、出せると思います。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決します。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって議案第62号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 知立市消防団条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号について、挙手により採決します。

議案第63号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第63号 知立市消防団条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほどの条例と大変似てるわけですが、1つ確認をしたいわけですが、いずれにしても、年金の一元化に伴う措置だということであり、

それで、先ほども私、聞きましたけれども、従前の中身プラス年金の一元化ということでありまして、とりわけ共済年金等が厚生年金に一元化される、保険料が上がることや給付が下がっていくことを含めてベースそのものが、例えば、公務災害やって、第一義的に年金のほうの給付を受けるといった場合、ベース全体が下がる中で、そのパイが下がるんじゃないかという疑問がちょっと出ましてね、その辺はどうなんだろうと、こういうことなんですよ。

○安心安全課長

全体のパイが下がるというのは、今回のこの条例と直接的には私どもはわかりませんが、この条例の改正の内容につきましては、国の消防庁のほうから年金一元化に伴いまして傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償についての調整率を改定するものでありまして、その率を今回この条例のほうに提案させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

それで、参考資料のほうですけれども、例えば、改正前の傷病補償年金というものが併給の中身が真ん中に書いて、給付を受けた年金たるものに掛ける割合が0.73という形になってるんですよ。

それで、今回の改正が傷病補償年金というものがありませんけれども、左の欄のところに傷病補償年金、ここでは第18条の2に規定する公務上の災害にかかわるものを除くという形で、その割合が同じ中身になってるんです。

もう1つは、この2のところは傷病補償年金第18条の2に規定する公務上の災害にかかわるものに限るという2つに分かれて記載がされてるんですよ。この辺は、1のところは割合が変わりません。ところが、2のところは、第18条の2に規定する公務上の災害にかかわるものに限るという形で、これが0.82になってるんですよ。この違いはということかなということですが、この辺ちょっとわかりやすく御説明願えるといいなというふうに思うんです。

もう1つ言うならば、改正後の0.82のところは括弧つきで、第1級または第2級の傷病等に該当する傷害にかかわる傷病補償年金にあつては0.81という形で、全体としては割合が上がるのかなというふうに思いますけれども、この辺の説明、ほかのところもそういう書き方になっておるんですよ。ですから、その辺のことを説明書では、従来の調整率と異なる調整率を用いるものとするという形で説明がされてますけれども、これを見ただけでは何のことかさっぱり私、わかりませんの

で、ちょっと御説明願えたらなというふうに思います。

○安心安全課長

知立市消防団員等公務災害補償条例の第18条の2というところの中におきまして、消防団員は火災の鎮圧、暴風、豪雨、高水、高潮、地震、津波、その他の自然現象、もしくは火災などにおける人命救助に当たった場合、傷病補償年金、障害補償、遺族補償について、それぞれの当該額に100分の50を、括弧して傷病補償年金のうち100分の40、2級の傷病等級に該当する傷害にかかわるものにあつては100分の45、障害補償のうち、第1級の傷害等級に該当する傷害にかかるものにあつては100分の40、2級の傷害等級に該当する傷害にかかわるものにあつては100分の45を乗じた額を加算した額とし、その額が支給された遺族補償年金の額の合計額とするというふうになつております。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時19分再開

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○危機管理局长

御質問につきましては、共済年金と厚生年金が一元化されたことによって、実際は減ってるんじゃないのかという御質問だったかと思えます。

率につきましては、この新旧のほうを見ていただいたとおり、第18条の2に規定するもの以外は基本的には同じ率で掛けております。一番最初の佐藤委員がおっしゃったとおり、共済年金自体が給付的には減額という対象になりますので、その意味においては減額ということかもしれませんが、基本的には今までの厚生年金が、今度は一元化された厚生年金と読みかえる規定と考えていいかと思えます。

そして、第18条の2につきましては、安心安全課長が先ほどお話ししたように、危険なものだと

いうことでございます。これにつきましても、これも減額の対象にならないように割り返して数字が出てくるものでございまして、特に大きく減額するというものではございません。

○佐藤委員

そうすると、減額するものじゃないということですね、従来は傷病補償年金という形で0.73という形になっておつたんですけどね、左のほうを見ますと、1のところ、第18条の2に規定する公務上の災害にかかわるものを除く、これは従来どおりの0.73と、こういう形ですよ。

そして、新たに2という形で傷病補償年金、第18条の2に規定する公務上の災害にかかわるものに限るという形になって、これが0.82というふうに引き上げられておるわけです。

ただ、0.82というこの規定の中でも、括弧つきで第1はということでは0.81もあるよということについて、従来は傷病補償年金については、ただし書きが第18条を除くとか、また限るとか、そういうただし書きがここにはなかったものですから、今回2つに分けて同じ割合のもの、それから割合が高くなるものと、こういう規定の仕方を障害補償年金等を含めて、同じようなつくりになっているものだから、その辺の考え方や、なぜそうなのかということをお説明願いたいんですよ。

これによって、2のほうに該当すれば割合が高くなると。その点では、私はよくわかりませんが、東日本大震災等を含めて消防団員の公務災害というものがありまして、やっぱりその仕事に鑑みたときには、そうしたふさわしい傷病補償をせないかんということなんだろうというふうには推測はできるわけだけども、その辺の措置としてそういうふうになつたのではないかなと私は推測するわけですよ。ですから、従前の割合からこうした形の割合に引き上げられた、その辺のことを御説明願いたいんですよ。

○危機管理局长

私も年金のことは余り詳細ではございませんが、今、佐藤委員お話の、考え方としてはそれでいいかと思えます。今までは一律になつていたものが、

消防吏員、こちらのほうも改正がありまして、特殊公務災害、今言った危険な業務に携わる方につきましては、同じような形で一元化の法律と同じような趣旨で減額にならないように、この部分につきましては別立てで項を分けて規定したという考え方で、私はそういうふうに理解しております。

○佐藤委員

そうすると、やっぱりちょっと私、先ほど議員、それから非常勤と確認したけど、変わらないよという話もありましたけど、共済年金等のほうが一元化されてね、ベースがやっぱり下がるんですよ。その部分において、従来の年金たる給付、これが下がるものだから、従来と同じ割合を乗じていては、併給であったとしても全体として下がると。そこを下がらないように調整をするために調整率を引き上げたというふうな答弁だったと思うんですけども、ただ、そこで引き下げのだけではなくて若干上がってるのかどうか、その辺のことはどうなんでしょうか。

○危機管理局長

考え方ということで申し上げますと、今まで規定がこういった公務災害のところで第18条の2でしたでしょうか、規定がなかったということなものですから、今、私は、先ほど佐藤委員が申したように、東日本の関係もあって、危険なやつにつきましては今までと同じように減額対象にならないような措置をとったというふうに考えております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号について、挙手により採決します。

議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって議案第64号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第20号 徴税のあり方についての陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○水野委員

陳情第20号につきまして、税の徴収のあり方についての陳情書については反対という立場で意見を述べます。

そもそも陳情者と私は税の徴収のあり方についての考え方は、かなり相違があります。税を納めるということは、全ての日本国民の行うべき義務であり、滞納について、本来、市に入るべきお金が入らないことは、大変問題であります。特別の場合を除き、少しでも滞納がないようにしていただきたいということは、以前、本会議でもお願いしました。

税は公平に納めなければなりません。特に特殊な事例を挙げて税の滞納問題への対応を変える陳情は、今まで構築された納税の枠組み、信頼性がなくなるという懸念が起きます。

以上のことから、私は、本陳情については反対であります。

○石川委員

私も、不採択でお願いいたします。

税というのは憲法でも述べておりますように、皆さん、必ず払わなくてはならない義務があるというものでありまして、いろいろ事情があるにしろ、税をおくらせるとか、猶予してくださいとい

うことは、いろいろな事情の中で、恐らく窓口などで相談もされておることだと思います。強いてそれをもっと徴収の期限を延ばせとか、あるいはそういうものは認めるべきではないものであって、当然、支払っていかなくてはならない、そういうものでありますので、特別にこの陳情者の言うようなことは、突然のいろんなことが起きることはあるんでありますが、窓口でしっかりと相談してもらえれば滞納機構への移管とか、そういうことは起きないと思います。

そして、それが認められるということは、やっぱり税の徴収とかそういうことが不平等になってしまいます。これは国民がしっかりと払わなくてはいけないことなので、そのような状況にあるべきだと思いますので、これは不採択としてお願いいたします。

○村上委員

税の徴収のあり方についての陳情書につきましては、不採択の立場で議論に参加させていただきます。

この滞納機構という部分については、租税債権管理機構を、もう10年ぐらい前ですかね、一般質問で私させていただいて、ぜひつくるべきだというふうに訴えた議員の1人でございます。

そして、日本の中では現在、累進課税制度というのがありまして、所得に応じて支払うべき税ということであれば、そのときにしっかりと払っておけば、何の問題もなく税金を納めることができます。

それから、もう1つ、先ほど石川委員のほうが言われたように、やはり国民の義務として税の納付という部分についてはやらなければならないのかなというふうに思っております。

そして、今の現在では所得税、住民税、一部の相続税とか贈与税、こういったものが累進課税の中で払われていくということですから、これはそのときにしっかりと納付しておけばこういう状況にはならないというふうに思っております。

当時のことを思い浮かべてみますと、やはり税

の徴収に対して、かなり多くの未納というのがございました。そのころについて年間3億円ぐらいあったかなというふうに思っております。そういったものをきちっと納めていただいて、生活困窮者の方にきちっと対応をしていくということであれば、十分まず納めるものは納めていただいて、それからの施策かなというふうに思っております。

ということで、この陳情に対しましては、不採択でお願いいたします。

以上です。

○風間委員

我が会派も不採択の立場でお願いいたします。

やはり先ほどからお話がありましたように、憲法第30条には納税の義務という大原則がありまして、また、徴収の平等性の見地からも、やはりこういう税徴収の的確な徴収というのは基本でありますので、そういう見地から、当市も常に行政職員の皆様方が鋭意努力をされてる、そういう現状も各議会等の答弁等を聞いて承知はしておるわけです。

それで、この滞納機構の場合は、おおむね110件ですね、100件を超える物件を金額に直すと1億3,000万円余り、これの中でも十分に何遍か催告してもとれない案件ね、こういう悪質かどうかは私、知りませんが、なかなか催告しても応じないというね、そういう再三の催告にも応じない人をピックアップして、それで滞納機構というある程度、強制力というここに指摘されてるようなね、そういうところに送って一定の効果はおおむね20%から30%ぐらいの効果をおおむねあげてると。

だから、市に残しておいたら、それがとれるかどうかかわからないという、そういう案件を出して行くわけですから、非常にそういう意味では、この機構のアイデンティティというのは確保されてるなという思いはしております。

ただし、やはり生活権とかそういう部分からの部分も先ほどの税のやりとりの中でもありますので、その辺の送り込む条件になる、対象になるものは、十分に鋭意検討して、それでやっていただくということだけは、私としては望んでおきた

いなと思いますが、いずれにしましても、この税徴収は行政運営の基本、根幹の部分でありますし、市民が当然納めなくてはならない義務、三大義務の1つでございますので、当市において、この一定の徴収に対する大きな効果を上げて滞納整理機構のこの制度を引き続き延長して、こういうところと協働して徴収率のアップに努めていただければという立場から、不採択という形をお願いいたします。

○佐藤委員

納税は国民の義務、当然のことです。

しかしながら、市民の中には、さまざまな事情や、いろんなことを通じて、納めたいけれども納めることができなくなったと、そういう方々もみえることも事実であります。

とりわけ、昨今は非正規の方たちがふえましてね、本会議で中島議員が言われたように、非正規の人たち、特別徴収で税が徴収されればいいけれども、そうならないというような現状の中で、普通徴収に切りかわると。低賃金やそういう中で、なかなか納めることができず滞納額が累積してしまうと、こういう現状もあるわけです。本人が悪いと言ってしまっただけでは片づけられないですね、そうした構造的な問題が、当然その中には見え隠れしているということは、昨今の状況を見てもらえばわかるとおりであります。

それから、もう1つは、徴税は市の独自の事務でありまして、それを権限のない滞納整理機構というものをつくってやると。しかも昨今は、若干変わったようではありますが、知立市の滞納者については、他市の吏員が当たると、強気に出れると、こういう構造をつくりながら徴収効果も上げてきたことも事実なんですよ。ですから、そうした意味において、本当にもちろん滞納をされてる方たちが何回も催告されても、そうした点で応じないという側面は、確かにあるわけですし、その点はきちっと指摘はされなければならないと。

しかしながら、一方では、そういうことについて私の知ってる方たちは、余りにも無視であったために、かつて一千数百万円ほどの延滞金と本税

含めると累積してしまったという事例が、私、2件ほど相談受けた事例もあります。そういうことですので、確かにそのとおりでありますけれども、親切、懇切、丁寧な対応が求められているのではないかなど、今だからこそというふうに思います。

しかし、一方で、納税は国民の義務でありますけれども、ここに載っているように、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分執行停止というようなことも納税者の権利としてあるわけですね。そういうことを含めて、私は税の滞納に対する取り扱い、そうした点では、滞納整理機構ではなくて、そうした法律に決められたようなものをしっかりと担保しながら対応していくと。

とりわけ、今般の税条例の改正の中には、納税の猶予、それから換価の猶予、この延長についてもそうした中身があると。かつての延滞金の割合が引き下げられたと。これはやっぱり全国的に見ても、いろんな状況の中で、そうした皆さんがふえてると、徴税の困難さが一方であることも事実のことを反映した中身でね、そうした法律も変えられてきているのではないかなどというふうに私は思うところであります。

したがって、今回こういう陳情が出ましてね、より納税者に親身な対応を求めて、私はこの陳情に賛成したいなというふうに思います。

○田中委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第20号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第20号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第20号 税の徴収のあり方についての陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第21号 消費税率の増税中止を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

消費税については、大変国民も関心の深いところでありまして、いろいろな意見等が出ておる中でありますけれども、まずは消費税を何に充てるかということで、これは社会保障をしっかりとした形のものにしようというのがまずの目的でありまして、そしてまた、消費税というのは国民全体に平等で公平な税であります。

そして今、国会でこれからまた新年度の国会でも一番の焦点になるかもわかりませんが、軽減税率ということで、低所得者に対しても配慮をされるようにしておるわけでありまして、特別にこれを10%にするのを中止するという理由はありません。

そしてまた、このいろいろな考え方なんです、高福祉を求めるのであれば、高負担を求められるのは当たり前のことでありまして、そこに打ち出の小づちのように、お金がどんどん出てくることもありません。それぞれが皆さん、税で納めて、それで国家が成り立っているわけでありまして、そういう意味からしても、平等、公平な税である消費税に頼って、頼ってといいますか、それによって社会保障等の確立をしていっていただきたいと、そのように思いますので、増税中止については不採択でお願いいたします。

○水野委員

陳情第21号につきまして、消費税率の増税中止を求める陳情については、反対の立場で意見を申し上げます。

陳情者が述べている社会保障の充実策には、増税をしたとしても2割に満たないと。しかしなが

ら、増税をしないということになれば、この陳情者が述べている1兆3,500億円も賄われないと、財源が捻出できないということになるわけです。多くの国民は考えております。社会保障、予算、財源はどこから捻出するのか、そういったこともしっかり国民は考えているわけでございます。短絡的に防衛費の削減ということだけでは、外交問題も含め、何も解決できません。

そういったことで、私は、この陳情につきましても、不採択の立場でお願いします。

○村上委員

それでは、私のほうから、民友クラブとしての陳情第21号に対しての立場として、不採択の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。

税の抜本改革ということについては、当然取り組んでいくべきなのかなというふうに思っております。その柱の1つとして、消費税というものは欠かせないものであり、この消費税そのものは広く公平、正確に税の徴収ができるということについては、賛成したいというふうに思っております。

常々、私どもの会派については、消費税を反対するということについては、全く考えておりません。そうはいふものの、全て社会保障に使うということについては、今いささか疑問に思う部分と不満に思う部分はあるものの、これからの少子高齢化社会がどんどん進んでくる中、社会保障制度をどういうふうに充実するかという部分については、この消費税をきちっと適正に使っていただく、国の制度をきちっと見直していただくことに尽きるのかなというふうに思っております。

民友クラブとしては、消費税について、今回の陳情については不採択としての立場で討論に参加させていただきました。

以上でございます。

○風間委員

毎回出てくるこの増税反対とか、中止を求める陳情書。我が知立政策研究会は、一貫してこの手の陳情には賛成をしております。ですから、増税中止、安易に増税をするべきではないという立場でございますので、今回もその立場を踏襲させて

いただきまして、この陳情書には賛成の立場でお願いいたします。

○佐藤委員

消費税の増税中止を求める陳情書ということがあります。消費税については、さまざまな議論があることは承知しております。しかし、5%から8%に引き上げましてね、その引き上げ分を社会保障に使うということを言っておるわけですが、一般財源と入れ変わっただけで、抜本的に全額これが消費税に充てられたというものでもないということも事実の中で明らかになっているわけです。

それと同時に、景気動向が設備投資を含めて、一向に上向かないと。消費者の円安やそういうことが相まって、可処分所得も減り、消費支出も減っているというのが今の実態です。そうした中において、10%への引き上げという点では、大変問題があるのではないかと。そして、昨今、いわゆる食料品に対する軽減税率というものも言われてますけれども、軽減するのではなくて、8%にその部分を据え置くという議論がなされてね、あたかもそれが軽減のように騒がれているというのが実態であります。

もう1つは、先ほど消費税は平等で公平な税だということがありますけれども、この点については、低所得者ほど重い逆進性があるということは政府もお認めだし、だからこそ、8%上げた段階で低所得者への給付金などを支給したわけですよ。その点では、逆進性という問題は依然として解決できない、最大の欠陥として消費税はあるわけです。

食料品を8%に据え置いても、年収200万円未満だと所得に占める割合が8%でも5.9%です。そして、この年収1,000万円以上1,500万円程度だとね、収入に占める割合は2.1%と。所得に占める割合は低所得者ほど高いわけで、そうした意味合いにおいては、累進課税ということを物差しにするならば、公平どころか、大変不公平な税であるということも、これは数字の上で明確なんですよね。

私どもは、例えば上場企業などを含めて、内部留保と言われるさまざまな大きい企業向けの優遇税制の中で、内部留保を300兆円もため込んでおるわけです。一方で、法人実効税率、3税でありますけれども、これを30%台から29%台に大きい企業には減税をしてやると。一方で、庶民には増税を強いると、こういう中身になっているわけです。

私どもは、そうした点での行き過ぎた大きな企業に対する研究開発減税等を含めて見直しをし、財源をつくること、そのことと同時に、累進性をより一層強化することを通じて税制改革をやっていけば、消費税に頼らなくても財源を確保できるし、将来の財政再建につながるような方法も見出すことができると、そんな提案をしているところであります。

ですから私どもは、消費税率の増税中止を求める陳情と、この点については、たとえ食料品を8%に据え置いても、2人世帯以上で年間25万5,000円もの負担だし、勤労所得世帯では27万円、28万円という年間の負担だということも数字で明らかになっているわけです。そんなことを含めて、ぜひこの陳情を採択していただきたいなというふうに思います。

○田中委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第21号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第21号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第21号 消費税率の増税中止を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第36号 知立市運転免許証自主返納支援事業の拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○石川委員

運転免許証の自主返納については、いろいろと議論といたしますか、高齢者の事故が多いのでということで、したほうがいいじゃないかということですが、陳情者からの出ております趣旨はよくわかるわけでございますけれども、自主返納をした人だけが、さらに延長するということがいかなものかなというところであります。

やはり高齢者の方は、いろいろ免許証を持っておられない方もあります。そういう方は有料であって、それから先また無料であるというのは、ちょっと公平性に欠けるのではないかと。趣旨はよくわかります。

ですから、この陳情に対しては、不採択とさせていただきますが、高齢者のミニバスについての福祉という面で無料化をするということについては、これからまた検討する課題ではないかなと思います。この陳情については、不採択でお願いいたします。

○村上委員

この陳情につきまして、いろいろ我が会派としても、どういったものかなということで検討をさせていただきました。

では、そもそも論として、知立市の運転免許証の自主返納の支援事業がいつからどういう形で始まったのかなというふうにひもといてみたところ、平成21年10月1日から自主返納65歳ということでスタートしたというふうになっておりました。

そして、その後ですが、平成25年4月1日よりということで、また2年間追加されて4年間になったと。これ、非常に私自身恥ずかしいことなんですけど、このときの4年間に延びたというのは余

り認識していなかったんですね。ただし、きっかけづくりとして自主返納した場合に、ではということで2年間ということであれば、自主返納したきっかけづくりとして、これからより高齢な方が運転しても安全にということで、自分自身が事故を起こさないようにということかなというふうに思っておったんですね。で、4年間になったということですが、そのときどういう形でその4年間になったのかなという議論の経過については、ちょっと調べさせていただいたんですが、これ伏せさせていただきます。

その免許を持っている、先ほど石川委員も言われたんですが、免許証を持ってみえる方と、この当時持ってみえない方の割合でいくと、持ってみえない方も結構おられるんですね。持ってみえない方は、どういっかけてミニバスが無料になるのかということを考えてときに、この人たちがどうするのという話になるんですね。

そのときに、市の御答弁の中で、高齢者対策と兼ねてミニバスの運行ということは、一度きちっと整理して考えさせていただきたいというような答弁をされております。やはりこの自主返納とミニバスの利用と。もともとミニバスという部分について、コミュニティバスですね、これは交通弱者の方をどう社会へ出ていただいて低料金で動いていただけるかということであれば、そのもの自体が100円ワンコインということで、市内をずっと動けるバスということであれば、それだけで基本的には充実されておるといふふうに思います。

そうはいうものの、なかなか高齢な方というのは毎回毎回という部分はあるものですから、先ほど石川委員が言われたように、例えば、後期高齢者からそういったものだとか、いろいろ検討して財政を見ながらやっていくべき、ただ、このきっかけづくりとしてこの制度を今から廃止せよとは私、言いません。言いませんけど、これ以上、延ばすことについては、いささか賛成しかねるかなというふうに思いますので、よろしくお願いたいと。不採択でよろしくお願いたします。

○水野委員

陳情第36号につきましては、不採択の立場で意見を申し上げます。

65歳高齢者で運転免許証を自主返納された方には、ある程度の4年間のミニバス乗車が無料という特典があったと思います。今後も継続となると、運転免許証の返納に該当しない高齢者、先ほどからもお話があったとおり、この方たちには恩恵がないということになってしまいます。これは本当に公平な施策なんだろうという疑問が残ります。

近い将来、当局が全市民がミニバス乗車が無料と考えているならば、この陳情については一定の理解を示しますが、知立市の場合、1円たりとも無駄にできないという姿勢を財政当局が示しているわけですから、今回のこの陳情は、まだ時期尚早じゃないかというふうに私は考えておりますので、反対ということでお願いします。

○風間委員

私どもは、採択の立場でお願いいたします。

確かにこの制度自体は、非常に平等性の部分からは内在する問題があると理解しております。それらをクリアしてという前提と申しませうか、そういうのがまず基本にあるんですが、とりあえずこの運転免許証の自主返納を促進させるという部分からは、このミニバスの乗車券の交付期間の延長、ただ券を交付して、それをさらに延長するというのは効果があるんだろうというふうに思っています。

それは、ここの趣旨にもありますように、また、最近の多発している高齢者の痛ましい事故、こういうものを見た場合に、やはり危険である状況というのは、相当高くなっているという印象は受けておりますので、そういう部分で自主的に返納される、そして安心・安全なまちづくりにつなげるその一環として、こういう事業を促進させるというのは一定の効果があると思うんですが、やはり全体的な高齢者の皆様方の状況から見ますと、公平性に難があるなという状況です。

ですから、その辺を整理していただきながら、こういう方向性をどうしていくかというのを前向

きに検討していただくというのが、こういう陳情の趣旨に応える最善の道ではないのかなという思いがしております。

ですから、この趣旨を活かす方向に立った形で本陳情書には賛成という立場を表明して討論を終わります。

○佐藤委員

陳情趣旨にありますように、昨今、本当に高齢ドライバーが当事者となる重大事故が全国で多発をしている状況です。国の警察庁のほうも免許の自主返納というような形で、相当前から呼びかけているものの、なかなか大きな広がりがないような状況があるわけですね。そうした点では、免許の自主返納と、交通事故の防止と、巻き込まないという観点からは、これを拡大するということは有効な側面があるのではないかなと私は思います。

知立市でも高齢ドライバー、75歳以上、それから90歳になっても免許を返納してないという方もみえるわけです。だからといって、必ずしも返納しないから運転してるということイコールではありませんけれども、そうした皆さんも非常に多いことも実態にあるわけですね。そうした趣旨において、この陳情の趣旨は有効ではないかというふうに思います。

しかしながら、私どもの会派は、ミニバスについて、一方は先ほどありましたように、無料でね、もともと免許ない人は何もなく有料という点では、極めて整合性に欠ける問題がここに横たわってるんですね。ですから、そういう意味においては、この陳情の趣旨を尊重すると同時に、全体としては、私どもは75歳以上の高齢者の方を対象に無料制度をつくり、全体として高齢者を支援すると同時に、免許の自主返納と。例えば、免許自主返納をされた方でも、その配偶者の方だとか、そういう方たちはミニバスを利用する場合には無料ではありません。ですから、全体として包含するような形でそうしたものをつくっていく。そういう意味において、さらなる自主返納のハードルを低くするというと同時に、高齢者の日常生活に供する部分での利便性を向上させると、そう

いう意味合いにおいて、この陳情については採択
でお願いしたいなというふうに思います。

○田中委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終
わります。

それでは、これより採決します。

陳情第36号について、採択することに賛成の委
員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第36号について、不採択とすること
に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第36号 知立市運転免許証自
主返納支援事業の拡充を求める陳情書の件は、不
採択とすべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終
了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につき
ましては、正副委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後2時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証す
るためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長